

(令和7年4月1日現在)

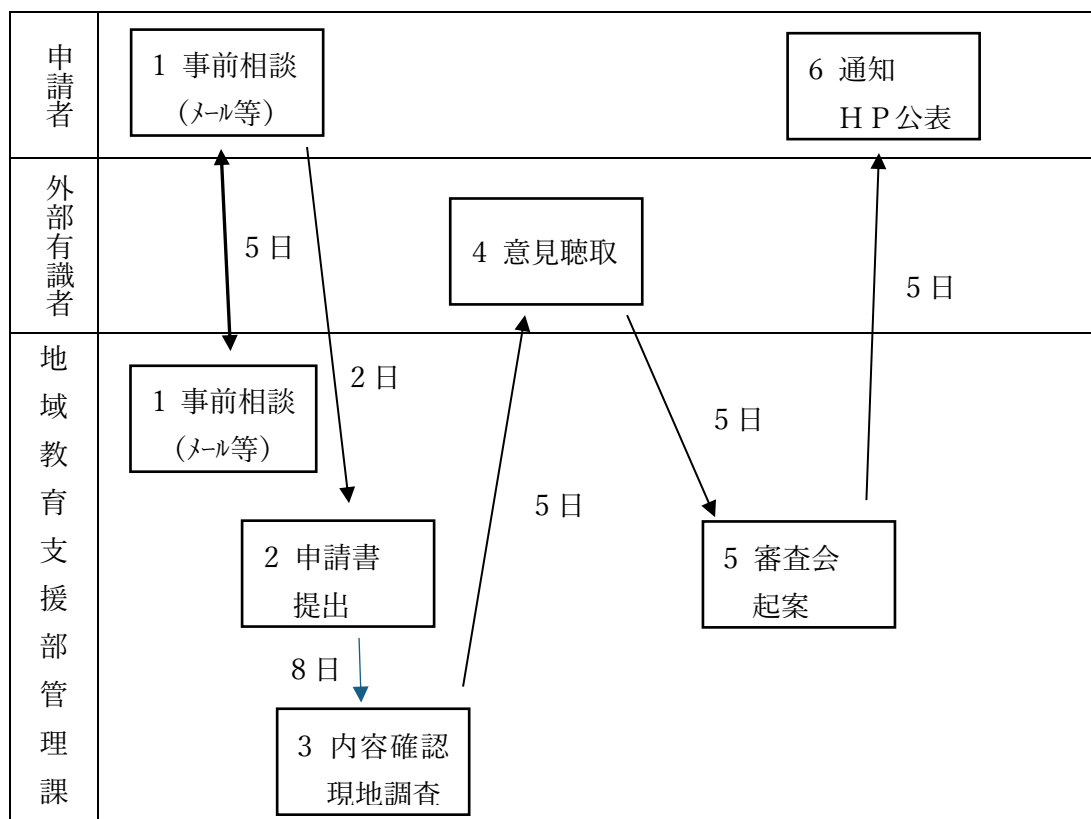
事務処理フロー図

事務名	博物館相当施設の指定
根拠法令	博物館法施行規則第23条

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話 03-5320-6862

標準処理期間計	30日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	変更内容、必要書類等について、事前にメール等にて相談を受け付けます。
2	指定申請書提出	申請者において必要な書類を整備した上で、主務課である地域教育支援部管理課に申請書を提出していただきます。
3	内容確認 現地調査	書類等を確認し、不備がない場合は現地調査を行います。
4	意見聴取	現地調査結果を含めて、外部有識者の意見を聴取します。
5	審査会 起案	書類、現地調査、意見聴取の結果を審査会に諮り、基準を満たしていれば、指定の起案を行います。
6	通知 HPに公表	5で決定した内容について、申請者に指定した旨通知するとともに、ホームページ上に公表します。